

# 鳥取県公報

毎週火曜日及び  
金曜日発行  
(当日起きは、その  
翌日が休日とする場合)

条

例

恩給の年額の昭和五十二年改定に関する条例をここに公布する。

昭和五十二年七月二十七日

鳥取県知事 平林鴻三

## 鳥取県条例第二十一号

◆条 例  
恩給の年額の昭和五十二年改定に関する条例

鳥取県吏員等退職年金及退職一時金ニ関スル条例等の一部を改正する条例

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例

鳥取県税条例の一部を改正する条例

鳥取県立社会福祉施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

鳥取県立農業講習施設の設置及び管理に関する条例の一

部を改正する条例

鳥取県労政事務所設置条例の一部を改正する条例

鳥取県立農業講習施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

警察官の職務に協力援助した者の災害給付に関する条例の一部を改正する条例

学校医、学校歯科医及び学校薬剤師公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例

鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

2 昭和五十二年三月三十一日において現に受けている恩給の年額の計算の基礎となつてゐる給料年額(以下「旧給料年額」という。)が五十八万五千七百円以上六十六万六千四百円未満の退職年金又は遺族年金で、六十歳以上の者に給するものの同年八月分以降の年額に関する前項の規

定の適用については、同項中「仮定給料年額」とあるのは、  
年額の一段階上位の仮定給料年額とする。

(昭和三十二年三月三十一日以前に給与事由の生じた恩給の年額の特例)

**第二条** 前条第一項に規定する退職年金又は遺族年金で昭和三十二年三月三十日以前に退職（在職中死亡の場合の死亡を含む。以下この条にお

いて同じ。）した県吏員等に係るものの中、その基礎在職年に算入されている実在職年の年数が退職年金についての最短恩給年限以上でありかつ、旧給料年額（七十歳以上の者に給する退職年金若しくは遺族年金又は七十歳未満の妻若しくは子に給する遺族年金にあつては、恩給の年額の昭和四十八年改定に関する条例（昭和四十八年十月鳥取県条例第三十九号）第二条の規定を適用しないとしたならば昭和五十二年三月三十日において受けることとなる恩給の年額の計算の基礎となるべき給料年額。以下この条において同じ。）が三百六十万一千六百円以下である

ものについては、昭和五十二年八月分以降、前条第一項の規定により改定された年額を、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める仮定給料年額（七十歳以上の者に給する退職年金若しくは遺族年金又は七十歳未満の妻若しくは子に給する遺族年金にあつては、当該仮定給料年額の四段階上位の仮定給料年額）を退職当時の給料年額とみなして算出して得た年額に改定する。  
改正後の年金条例の規定によつて算出して得た年額に改定する。

する退職年金又は遺族年金で県吏員等を退職した後三十五年以上経過した者に係るもの　旧給料年額が三百三十九万七千八百円以下のものにあつてはその年額にそれぞれ対応する別表の仮定給料年額の三段階上位の仮定給料年額、旧給料年額が三百五十三万七千九百円のものに

二 昭和二十二年六月三十日以前に退職した県吏員等又はその遺族に給する退職年金又は遺族年金（前号に規定する退職年金又は遺族年金を除く。）旧給料年額が三百三十九万七千八百円以下のものにあつてはその年額にそれぞれ対応する別表の仮定給料年額の一段階上位の仮定給料年額、旧給料年額が三百五十三万七千九百円のものにあつてはその年額に対応する同表の仮定給料年額の一段階上位の仮定給料年額

三 昭和二十二年七月一日以後に退職した県吏員等又はその遺族に給する退職年金又は遺族年金で旧給料年額が三百三十九万七千八百円以下のもの 旧給料年額にそれぞれ対応する別表の仮定給料年額の一段階上位の仮定給料年額

昭和二十二年六月三十日以前に退職した県吏員等又はその遺族に給する退職年金又は遺族年金で、当該県吏員等の退職後の経過年数が昭和五十二年八月一日以後に三十五年に達することにより前項第一号の規定に該当することとなるものについては、その退職年金又は遺族年金の年額の改定は、その達した日の属する月の翌月分から行うものとする。

第一項の規定は、恩給の年額の計算の基礎となつた給料と恩給法上の公務員若しくはこれに準ずる者又は他の都道府県（これに準ずるものと含む。）の退職年金に関する条例上の職員の俸給又は給料とが併給されていた者で、恩給の年額の計算の基礎となつた給料の額がこれらの併給された俸給又は給料の合算額の二分の一以下であつたものについては、

二 昭和二十二年六月三十日以前に退職した県吏員等又はその遺族に給する退職年金又は遺族年金（前号に規定する退職年金又は遺族年金を除く。）旧給料年額が三百三十九万七千八百円以下のものにあつてはその年額にそれぞれ対応する別表の仮定給料年額の二段階上位の仮定給料年額、旧給料年額が三百五十三万七千九百円のものにあつてはその年額に対応する同表の仮定給料年額の一段階上位の仮定給料年額のもの 旧給料年額にそれぞれ対応する別表の仮定給料年額の一段階上位の仮定給料年額

昭和二十二年六月三十日以前に退職した県吏員等又はその遺族に給する退職年金又は遺族年金で、当該県吏員等の退職後の経過年数が昭和五十二年八月一日以後に三十五年に達することにより前項第一号の規定に該当することとなるものについては、その退職年金又は遺族年金の年額

第一項の規定は、恩給の年額の計算の基礎となつた給料と恩給法上の公務員若しくはこれに準ずる者又は他の都道府県（これに準ずるものを持む。）の退職年金に関する条例上の職員の俸給又は給料とが併給されていた者で、恩給の年額の計算の基礎となつた給料の額がこれらの併給された俸給又は給料の合算額の二分の一以下であつたものについては、

## (恩給の年額の改定の場合の端数計算)

第三条 この条例の規定により恩給の年額を改定する場合において、当該規定により算出して得た恩給の年額に、五十円未満の端数があるときはこれを切り捨て、五十円以上百円未満の端数があるときはこれを百円に切り上げた額をもつて改定後の恩給の年額とする。

## (職権改定)

第四条 この条例の規定による恩給の年額の改定は、知事が受給者の請求を待たずに行う。

## 附 則

この条例は、公布の日から施行し、昭和五十二年四月一日から適用する。

## 別表 (第一条関係)

恩給の年額の計算の基礎となつてゐる給料年額	仮定給料年額
五八五、七〇〇円	六二七、二〇〇円
六一二、二〇〇円	六五五、五〇〇円
六三九、五〇〇円	六八四、六〇〇円
六六六、四〇〇円	七二三、三〇〇円
六九三、九〇〇円	七四二、七〇〇円
七一、〇〇〇円	七六〇、九〇〇円
七二八、二〇〇円	七七九、三〇〇円
七四七、七〇〇円	八〇〇、一〇〇円
七五五、三〇〇円	八二九、五〇〇円
七九九、二〇〇円	八五五、〇〇〇円
八二二、四〇〇円	八七八、七〇〇円

八四八、四〇〇円	八七五、五〇〇円	九三六、五〇〇円
九〇五、三〇〇円	九三五、三〇〇円	九六八、三〇〇円
九七一、七〇〇円	九九六、五〇〇円	一〇四〇、二〇〇円
一〇五七、三〇〇円	一一七、〇〇〇円	一〇九八、五〇〇円
一〇七八、八〇〇円	一二三九、八〇〇円	一〇九四、一〇〇円
一〇七九、二〇〇円	一三〇七、二〇〇円	一一一一、一〇〇円
一〇三四一、六〇〇円	一三三五、二〇〇円	一〇六五、六〇〇円
一〇三七四、四〇〇円	一四〇七、二〇〇円	一〇四〇、二〇〇円
一〇四二一、二〇〇円	一四二一、二〇〇円	一〇二九、一〇〇円
一〇四四八、八〇〇円	一四五八、二〇〇円	一〇一八、七〇〇円
一〇五六八、六〇〇円	一五二九、〇〇〇円	一〇五三、七〇〇円
一〇六一〇、二〇〇円	一六九〇、二〇〇円	一〇六七六、〇〇〇円
一〇七七一、〇〇〇円	一七九二、〇〇〇円	一〇八〇五、七〇〇円
一〇八九二、〇〇〇円	一九一四、二〇〇円	一〇九八五、四〇〇円
一〇九五三、二〇〇円	一〇八六、四〇〇円	一〇〇八六、四〇〇円

二、〇四七、〇〇〇円	二、一八六、四〇〇円
二、一〇四、八〇〇円	二、二四八、一〇〇円
二、一六一、二〇〇円	三、三〇八、三〇〇円
二、二七五、八〇〇円	二、四三〇、六〇〇円
二、三八七、九〇〇円	二、五五〇、二〇〇円
二、四〇九、八〇〇円	二、五七三、六〇〇円
二、四九七、六〇〇円	二、六六七、二〇〇円
二、六〇八、三〇〇円	二、七八五、四〇〇円
二、七一八、八〇〇円	二、九〇三、三〇〇円
二、八二八、五〇〇円	三、〇一〇、三〇〇円
二、八九七、四〇〇円	三、〇九三、八〇〇円
二、九七一、三〇〇円	三、一七一、七〇〇円
三、一二三、三〇〇円	三、三三四、二〇〇円
三、二五七、〇〇〇円	三、四七七、五〇〇円
三、三三九、三〇〇円	三、五五四、七〇〇円
三、三九七、八〇〇円	三、六二七、八〇〇円
三、五三七、九〇〇円	三、七七七、二〇〇円
三、六〇一、六〇〇円	三、八四五、二〇〇円
三、六七五、五〇〇円	三、九二四、一〇〇円
三、八〇九、三〇〇円	四、〇六六、八〇〇円
三、九五五、八〇〇円	四、二三三、一〇〇円
四、〇三一、一〇〇円	四、三〇三、五〇〇円
四、一〇一、三〇〇円	四、三七九、五〇〇円
四、一七七、〇〇〇円	四、四五九、一〇〇円

恩給の年額の計算の基礎となつてゐる給料年額が五八五、七〇〇円未満の場合においては、その年額に一・〇六七を乗じて得た額（その額に、五十円未満の端数があるときはこれを切り捨て、五十円以上百円未満の端数があるときはこれを百円に切り上げる。）を、恩給の年額の計算の基礎となつてゐる給料年額が四、六八七、六〇〇円を超える場合においては、その年額に一・〇六七を乗じて得た額に二、三〇〇円を加えた額（その額に、五十円未満の端数があるときはこれを切り捨て、五十円以上百円未満の端数があるときはこれを百円に切り上げる。）を、それぞれ仮定給料年額とする。

鳥取県吏員等退職年金及退職一時金ニ関スル条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

昭和五十二年七月二十七日

鳥取県知事 平 林 鴻

三

鳥取県吏員等退職年金及退職一時金ニ関スル条例等の一部を改正する条例

(鳥取県吏員等退職年金及退職一時金ニ関スル条例の一部改正)

第一条 鳥取県吏員等退職年金及退職一時金ニ関スル条例(大正十二年十一月鳥取県令第五十五号)の一部を次のように改正する。

第二十三条ノ二第一項中「百十五万円」を「百二十三万円」に、「五百七十五万円」を「六百十五万円」に、「六百九十万円」を「七百三十八万円」に改める。

第二十五条ノ六を次のように改める。

第二十五条ノ六 県吏員等ノ在職年ニ加ヘラルコトトサレテイル救護員トシテノ在職年月数ヲ有スル者ノ中救護員トシテ昭和二十年八月九日以後戦地勤務ニ服シタル者デ当該戦地勤務ニ引続キ海外ニアリタルモノノ退職年金ノ基礎トナルベキ県吏員等トシテノ在職年ノ計算ニ付テハ当該戦地勤務ニ服スルコトナクナリタル日ノ属スル月ノ翌月ヨリ帰国シタル日ノ属スル月(同月ニ於テ県吏員等トナリタル場合ニテハ其ノ前月)迄ノ期間(未帰還者留守家族等援護法(昭和二十八年法律第百六十号)第二条ニ規定スル未帰還者ト認メラル期間ニ限ル)ノ年月数ヲ加ヘタルモノニ依ル

第二十五条ノ四第三項乃至第五項ノ規定ハ前項ノ規定ノ適用ニ依リ給スベキ退職年金又ハ遺族年金ニ付之ヲ準用ス此ノ場合ニ於テ同条第三項中「モノノ中昭和三十六年九月三十日以前ニ退職シ若クハ死亡シタル者又ハ其ノ遺族ハ同年十月一日ヨリ」トアルハ「モノ又ハ其ノ遺族ハ昭和五十二年八月一日ヨリ」ト同条第五項中「昭和三十六年十月」

トアルハ「昭和五十二年八月」ト読替ヘル

第二十五条ノ四第六項ノ規定ハ県吏員等トシテノ在職年(救護員トナル前ノ県吏員等トシテノ在職年ヲ除ク)ニ基キ退職一時金又ハ遺族一時金ヲ受ケタル者ガアリタル場合ニ於ケル前二項ノ規定ニ依リ給スベキ退職年金又ハ遺族年金ノ年額ニ付之ヲ準用ス

第二十五条ノ八中「(昭和二十八年法律第百六十号)」を削る。

第二条 恩給の年額の昭和四十一年改定に関する条例(昭和四十一年十月鳥取県条例第二十九号)の一部を次のように改める。

第二条第一項中「次の表」を「次の(イ)又は(ロ)の表」に、「同表」を「これらの表」に、「昭和五十一年七月分」を「昭和五十二年四月分」に改め、同項の表を次のように改める。

(イ)

退職年金	退職年金の基礎在職年の年数		金額
	以上	退職年金についての最短恩給年限	
六十五歳以上の者に給する退職年金	九年未満	九年以上退職年金についての最短恩給年限	五八九、〇〇〇円
	以上	恩給年限未満	四四一、八〇〇円
六十五歳未満の者で公職年金を除く。)	四年以上	二九四、五〇〇円	四四一、八〇〇円

(四)

務傷病年金を受けるものに給する退職年金

九年未満

二九四、五〇〇円

遺族年金	九年未満
退職年金についての最短恩給年限 以上 九年以上退職年金についての最短 恩給年限未満	三一〇、〇〇〇円 二四〇、〇〇〇円

六十歳以上の者又は六十歳未満の妻で扶養遺族である子を有するものに給する遺族年金

九年未満	九年未満
退職年金についての最短恩給年限 以上 九年以上退職年金についての最短 恩給年限未満	二九四、五〇〇円 一六〇、〇〇〇円

六十歳未満の妻又は六十歳未満の妻で扶養遺族である子を有するものに給する遺族年金

九年未満	九年未満
退職年金についての最短恩給年限 以上 九年以上退職年金についての最短 恩給年限未満	二二〇、九〇〇円 一四七、三〇〇円

六十歳未満の者に給する遺族年金（扶養遺族である子を有する妻に給する遺族年金を除く。）

九年未満	九年未満
退職年金についての最短恩給年限 以上	二二〇、九〇〇円

十一日」に改める。

第二条第四項中「昭和五十一年六月三十日」を「昭和五十二年三月三

(鳥取県吏員等退職年金及退職一時金ニ関スル条例等の一部を改正する一部の改正)

第三条 鳥取県吏員等退職年金及退職一時金ニ関スル条例等の一部を改正する条例（昭和五十一年十月鳥取県条例第三十七号）の一部を次のように改正する。

附則第六項ただし書を削る。

#### 附 則

##### (施行期日等)

第一条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第一条中第二十五条ノ六の改正規定並びに第三条及び附則第五項の規定は、昭和五十二年八月一日から施行する。

2 第一条の規定による改正後の鳥取県吏員等退職年金及退職一時金ニ関スル条例（以下「年金条例」という。）第二十三条ノ二第一項の規定、第二条の規定による改正後の恩給の年額の昭和四十一年改定に関する条例第二条第一項及び第四項の規定並びに附則第七項及び第八項の規定は、昭和五十二年四月一日から適用する。

(遺族年金の特例に関する経過措置)

3 昭和五十二年四月分から同年七月分までの遺族年金の年額に関する第二条の規定による改正後の恩給の年額の昭和四十一年改定に関する条例一時金ニ関スル条例等の一部を改正する条例（昭和五十一年十月鳥取県条例第三十七号）附則第五項第一号に規定する扶養遺族である子をいう。

この表における「扶養遺族である子」とは、鳥取県吏員等退職年金及退職一時金ニ関スル条例等の一部を改正する条例（昭和五十一年十月鳥取県条例第三十七号）附則第五項第一号に規定する扶養遺族である子をいう。

昭和五十二年四月分から同年七月分までの遺族年金の年額に係る加算

附則別表

に関する第三条の規定による改正前の鳥取県吏員等退職年金及退職一時金ニ関スル条例の一部を改正する条例附則第六項ただし書の規定の適用については、同項ただし書中「六十万二百円」とあるのは「六十三万九千七百円」と、「四十五万九千二百円」とあるのは「四十八万八千八百円」とする。

(年金条例第二十五条ノ六の改正に伴う経過措置)

5 退職年金又は遺族年金で、第一条の規定による改正後の年金条例第二十五条ノ六の規定の適用に伴いその年額を改定すべきこととなるものの当該改定は、昭和五十二年八月分から行う。

(職権改定)

6 附則第三項及び第四項の規定による遺族年金の年額の改定は、知事が受給者の請求を持たずに行う。

(恩給の年額の改定の場合の端数計算)

7 附則第三項から第五項までの規定により恩給の年額を改定する場合において、当該規定により算出して得た恩給の年額に、五十円未満の端数があるときはこれを切り捨て、五十円以上百円未満の端数があるときはこれを百円に切り上げた額をもつて改定後の恩給の年額とする。

(多額所得による恩給停止についての経過措置)

8 第一条の規定による改正後の年金条例第二十三条ノ二の規定は、昭和五十二年三月三十一日以前に給与事由の生じた退職年金についても、適用する。

遺族年金	遺族年金の基礎在職年の年数	金額
六十五歳以上の者又は六十五歳未満の妻若しくは子に給する遺族年金	退職年金についての最短恩給年限	二九四、五〇〇円
六十五歳未満の者に給する遺族年金(妻又は子に給する遺族年金を除く。)	九年以上退職年金についての最短恩給年限	二二〇、九〇〇円
九年未満	退職年金についての最短恩給年限	一四七、三〇〇円
以上	退職年金についての最短恩給年限	二二〇、九〇〇円

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

昭和五十二年七月二十七日

鳥取県知事 平林鴻三

### 鳥取県条例第二十三条

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一  
部を改正する条例

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例(昭和四十二年十二月鳥取県条例第三十一号)の一部を次のように改正する。  
第五条中「行なう」を「行う」に改め、第五号を第六号とし、第四号を

第五号とし、第三号を第四号とし、第一号の次に次の二号を加える。

### 三 傷病補償年金

第七条の次に次の二条を加える。

#### (傷病補償年金)

第七条の二 職員が公務上負傷し、若しくは疾病にかかり、又は通勤により負傷し、若しくは疾病にかかり、当該負傷又は疾病に係る療養の開始後一年六月を経過した日において次の各号のいずれにも該当する場合又は同日後次の各号のいずれにも該当することとなつた場合には、傷病補償年金として、その状態が継続している期間、別表第一に定める廃疾の等級に応じ、一年につき補償基礎額に同表に定める倍数を乗じて得た金額を毎年支給する。

一 当該負傷又は疾病が治つていないこと。

二 当該負傷又は疾病による廃疾の程度が、別表第一に定める第一級、

第二級又は第三級の廃疾の等級に該当すること。

2 傷病補償年金を受ける者には、休業補償は、行わない。

第八条中「なおつた」を「治つた」に、「別表」を「別表第二」に改める。

第九条の見出し中「休業補償及び障害補償」を「休業補償等」に改め、同条第一項中「休業補償」の下に「、傷病補償年金」を加え、同条第二項中「一回につき」の下に「、休業補償を受ける者にあつては、」を、「休業補償を」の下に「、傷病補償年金を受ける者にあつては、傷病補償年金の三百六十五分の十に相当する額の支給を」を加える。

第十五条中「第二十四条」の下に「、第二十五条」を加える。

第十三条第一項第四号中「別表」を「別表第二」に改める。

第十五条中「第二十四条」の下に「、第二十五条」を加える。

附則第五条を次のように改める。  
(他の法令による給付との調整)

第五条 傷病補償年金、障害補償年金又は遺族補償年金(以下「年金たる補償」という。)の額は、当該補償の事由となつた廃疾、身体障害又は死亡について次の表の上欄に掲げる年金たる補償の種類に応じ同表の中欄に掲げる年金たる給付が支給される場合には、当分の間、この条例の規定にかかわらず、この条例の規定による年金たる補償の年額に、同表の上欄に掲げる当該年金たる補償の種類及び同表の中欄に掲げる年金たる給付に応ずる同表の下欄に掲げる率(当該年金たる給付の二が支給される場合には、当該年金たる給付に応ずる同表の下欄に掲げる率を合計して得た率から一を控除した率)を乗じて得た額(その額がこの条例の規定による当該年金たる補償の年額から当該補償の事由となつた廃疾、身体障害又は死亡について支給される同表の中欄に掲げる当該年金たる給付の額(当該年金たる給付の二が支給される場合には、それらの合計額)を控除した残額を下回る場合には、当該残額)とする。

障害補償年金		傷病補償年金	船員保険法の規定による障害年金	厚生年金保険法(昭和二十九年法律第百五十五号)の規定による障害年金
○・七六	○・七六	○・八八	○・七六	○・七六
○・七六	○・七六	○・八八	○・七六	○・七六

## 国民年金法の規定による障害年金

## 船員保険法の規定による遺族年金

## 厚生年金保険法の規定による遺族年金

## 遺族補償年金

国民年金法の規定による母子年金(母子福祉年金を除く。)、準母子年金(母子福祉年金を除く。)、  
遺児年金又は寡婦年金

○・八九
○・八三
○・八一

## 傷病補償年金

第二級
二七七
第三級
二四五

備考 この表に定める等級に応する廃疾に関しては、地方公務員災害補償法施行規則(昭和四十二年自治省令第二十七号)の別表の例による。

## 附 則

## (施行期日等)

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 改正後の議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例(以下「改正後の条例」という。)は、昭和五十二年四月一日から適用する。

## (経過措置)

3 昭和五十二年四月一日(以下「適用日」という。)において改正後の条例第七条の二第一項の規定に該当する者で、その前日において同項の規定が適用されていたならば同項の規定に該当することとなるものに対しては、改正後の条例第十五条の規定によりその例によることとされている地方公務員災害補償法(昭和四十二年法律第百二十一号。以下「法」という。)第四十条第一項の規定にかかるず、適用日の属する月分から傷病補償年金を支給する。

4 改正後の条例附則第五条第一項の規定は適用日以後の期間に係る傷病補償年金、障害補償年金及び遺族補償年金について、同条第二項の規定は適用日以後に支給すべき事由の生じた休業補償について適用し、適用

## 別表第一(第七条の二関係)

種 别	等 級	倍 数
第一級		
三二三		

  

船員保険法の規定による障害年金	○・七六
厚生年金保険法の規定による障害年金	○・七八

国民年金法の規定による障害年金

○・七八

日前の期間に係る障害補償年金及び遺族補償年金並びに適用日前に支給すべき事由の生じた休業補償については、なお従前の例による。

5 適用日の前日において同一の事由につき改正前の議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例（以下「改正前の条例」という。）の規定による年金たる補償と改正前の条例附則第五条各号に掲げる年金とを支給されていた者で、適用日以後も引き続きこれらの年金の支給を受けるものに対し、同一の事由につき支給される改正後の条例の規定による年金たる補償（傷病補償年金を除く。）で適用日の属する月分に係るものについて、改正後の条例の規定により算定した額が、改正前の条例の規定により算定した年金たる補償で適用日の属する月の前月分に係るものとの額（以下この項において「旧支給額」という。）に満たないときは、改正後の条例の規定により算定した額が旧支給額以上の額となる月の前月までの月分の当該年金たる補償の額は、改正後の条例の規定にかかわらず、当該旧支給額に相当する額とする。

6 前項の規定の適用を受ける者が、同項に規定する旧支給額以上の額となる月前において、改正後の条例第十五条の規定によりその例によることとされている法第二十九条第七項の規定により新たに該当するに至つた等級に応ずる障害補償年金を支給されることとなるとき、改正後の条例第十五条の規定によりその例によることとされている法第三十三条第三項又は第四項の規定により遺族補償年金の額を改定して支給されることとなるときその他の規則で定める事由に該当することとなつたときは、

これら的事由に該当することとなつた日の属する月の翌月から当該旧支給額以上の額になる月の前月までの月分の当該年金たる補償の額は、前項の規定にかかわらず、規則で定めるところによつて算定する額とする。

7 適用日前に同一の事由につき改正前の条例の規定による休業補償と改

正前の条例附則第五条各号に掲げる年金とを支給されていた者で、適用日以後も引き続き当該年金の支給を受けるものに対し、同一の事由について支給する改正後の条例の規定による休業補償の額は、改正後の条例の規定により算定した額が適用日の前日に支給すべき事由の生じた改正前の条例の規定による休業補償の額（同日に休業補償を支給すべき事由の生じなかつたときは、同日前に最後に休業補償を支給すべき事由が生じた日の休業補償の額）に満たないときは、改正後の条例の規定にかかわらず、当該改正前の条例の規定による休業補償の額に相当する額とする。

#### 鳥取県税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

昭和五十二年七月二十七日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

#### 鳥取県条例第二十四号

##### 鳥取県税条例の一部を改正する条例

鳥取県税条例（昭和二十九年五月鳥取県条例第二十六号）の一部を次の

ように改正する。

第七十七条中第七号を削り、第八号を第七号とする。

第七十八条第五項中「射的場、風船ゲーム場及びビンゴゲーム場」を「及び射的場」に改める。

第七十九条第一項中「(これらに類する施設を含む。)」を「並びに同条第七号に掲げる施設(スマートボール場及びゴルフ場に類する施設を除く。)」に改め、同条第二項の表ぱちんこ場及びスマートボール場の項を次のように改め、同表風船ゲーム場及びビンゴゲーム場の項を削る。

鳥取県立社会福祉施設の設置及び管理に関する条例の一項を改正する事例をここに公布する。

ぱちんこ場及びスマートボール場	一級	二級	三級	四級	五級	六級	七級	八級	九級	十級	十一級	十二級
	一台につき月額											
		五百円										
			四百四十円									
				三百九十円								
					三百三十五円							
						三百十円						
							二百八十万円					
								二百五十五円				
									一百九十五円			
										一百七十円		
										一百四十円		
											百十円	

### 鳥取県条例第二十五号

昭和五十二年七月二十七日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

### 鳥取県立社会福祉施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

鳥取県立社会福祉施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

鳥取県立社会福祉施設の設置及び管理に関する条例(昭和三十九年三月鳥取県条例第十一号)の一部を次のように改正する。

第六条中「八千三百七十円」を「九千四百五十円」に改める。

### 附 則

この条例は、昭和五十二年八月一日から施行する。

### 附 則

1 この条例は、昭和五十二年九月一日から施行する。

2 改正後の鳥取県税条例第七十九条第二項(ぱちんこ場及びスマートボーラー場に関する部分に限る。)の規定は、この条例の施行の日以後におけるぱちんこ場及びスマートボール場の利用に対し課すべき娛樂施設利用税について適用し、同日前におけるぱちんこ場及びスマートボール

鳥取県労政事務所設置条例の一部を改正する条例をここに公布する。

昭和五十二年七月二十七日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

## 鳥取県条例第二十六号

鳥取県労政事務所設置条例の一部を改正する条例  
の一部を次のように改正する。

第二条（見出しを含む。）中「および」を「及び」に改め、「鳥取県鳥

取労政事務所 鳥取市 鳥取市、岩美郡、  
八頭郡、氣高郡」を削る。

## 附 則

この条例は、昭和五十二年八月一日から施行する。

鳥取県知事 平 林 鴻 三

## 鳥取県条例第二十七号

鳥取県立農業講習施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

昭和五十二年七月二十七日

鳥取県知事 平 林 鴻

## 別表第一の第二種県営住宅の表中

鳥取県立農業講習施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

る条例

鳥取県立農業講習施設の設置及び管理に関する条例（昭和三十九年三月  
鳥取県条例第十八号）の一部を次のように改正する。

第二条の表鳥取県立果樹技術講習所の項中「東伯郡赤崎町」を「東伯郡  
大榮町」に改める。

## 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

昭和五十二年七月二十七日

鳥取県知事 平 林 鴻

三

## 鳥取県条例第二十八号

鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例  
鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例（昭和三十四年十二月鳥取県  
条例第四十九号）の一部を次のように改正する。

川町五丁目	一〇七	
五二		
ひばりが丘第一	緑町第一	
鳥取市浜坂	ひばりが丘第一	鳥取市卯垣及び立川町五丁目

目
一七七

に、

白浜

鳥取市湖山町西三丁目

に、

白浜

鳥取市湖山町

を

警察官の職務に協力援助した者の災害給付に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

昭和五十二年七月二十七日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

## 鳥取県条例第二十九号

白浜	鳥取市湖山町
鳥取市湖山町西三丁目	鳥取市湖山町
に、	に、
白浜	鳥取市湖山町

の上第二	西伯郡中山町御崎
西伯郡中山町御崎	五

の上第一	西伯郡中山町御崎
西伯郡中山町御崎	五

に改める。

警察官の職務に協力援助した者の災害給付に関する条例（昭和三十年十月鳥取県条例第三十号）の一部を次のように改正する。

別表第一の表中	鳥取市吉岡温泉町
鳥取市吉岡温泉町	六

第三条第二項中「四千二百円」を「四千五百円」に、「著しく公正を欠く」を「公正を欠くと認められる」に、「七千二百円」を「七千七百円」に改め、同条第三項中「各号の一」を「各号のいすれか」に、「二百円」を「三百三十三円」に、「第五号までの二」を「第五号までのいすれか」に、「六十七円」を「七十三円」に、「百三十三円」を「百五十円」に、「十三円」を「三十三円」に改める。

第四条の次に次の二条を加える。

## (傷病給付の範囲、金額及び支給方法)

第四条の二 法第五条第一項第二号に規定する傷病給付は、協力援助者が負傷し、又は疾病にかかり、当該負傷又は疾病に係る療養の開始後一年六月を経過した日において次の各号のいずれにも該当する場合又は同日後次の各号のいずれにも該当することとなつた場合に、その状態が継続している期間、傷病給付年金として支給する。

に改める。

## 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

一 当該負傷又は疾病が治つてないこと。

二 当該負傷又は疾病による廃疾の程度が、別表第一に定める一級、二級又は三級の廃疾の等級に該当すること。

2 傷病給付の額は、当該負傷又は疾病による廃疾の程度が別表第一に定める廃疾の等級のいずれに該当するかに応じ、一年につき給付基礎額に同表に定める倍数を乗じて得た額とする。

3 傷病給付を受ける者には、休業給付は、行わない。

4 傷病給付を受ける者の当該廃疾の程度に変更があつたため、新たに別表第一中の他の等級に該当するに至った場合においては、新たに該当するに至つた等級に応ずる傷病給付を行うものとし、その後は、従前の傷病給付は、行わない。

第五条第一項中「第五条第一項第二号」を「第五条第一項第三号」に、「別表」を「別表第二」に、「行ない」を「行い」に、「行なう」を「行う」に改め、同条第二項、第五項及び第七項中「別表」を「別表第二」に改める。

第六条中「第五条第一項第三号」を「第五条第一項第四号」に改める。

第七条第一項第四号中「別表」を「別表第二」に改める。  
第八条の八第一項中「障害給付年金」を「傷病給付年金、障害給付年金」に改める。

第八条の九の見出し中「年金たる給付」を「年金たる給付等」に改め、同条に次の二項を加える。

2 警察官の職務に協力援助したことによる同一の負傷又は疾病（次項において「同一の傷病」という。）に關し、傷病給付を受ける権利を有する者が休業給付又は障害給付を受ける権利を有することとなつた場合に

おいて、当該傷病給付を受ける権利が消滅した月の翌月以後の分として傷病給付が支払われたときは、その支払われた傷病給付は、当該休業給付又は障害給付の内払とみなす。

3 同一の傷病に關し、休業給付を受けている者が傷病給付又は障害給付を受ける権利を有することとなり、かつ、当該休業給付を行わないこととなつた場合において、その後も休業給付が支払われたときは、その支払われた休業給付は、当該傷病給付又は障害給付の内払とみなす。

第九条中「第五条第一項第四号」を「第五条第一項第五号」に、「十二万五千円」を「十五万円」に改める。

別表を別表第二とし、附則の次に次の一表を加える。

別表第一（第四条の二関係）

等級	廢疾の状態
一級	三一三 一 両眼が失明しているもの 二 咀嚼及び言語の機能を廃しているもの 三 神経系統の機能又は精神に著しい障害を有し、常に介護に要するもの 四 胸腹部臓器の機能に著しい障害を有し、常に介護を要するもの 五 両上肢をひじ関節以上で失つたもの 六 両上肢の用を全廃しているもの 七 両下肢をひざ関節以上で失つたもの 八 両下肢の用を全廃しているもの 九 前各号に定めるものと同程度以上の廃疾の状態に

(施行期日等)  
附 則

二級	あるもの
二七七	<p>一 両眼の視力が○・〇二以下になつてゐるもの</p> <p>二 神経系統の機能又は精神に著しい障害を有し、随時介護を要するもの</p>
三級	<p>三 胸腹部臓器の機能に著しい障害を有し、隨時介護を要するもの</p>
二四五	<p>四 両上肢を腕関節以上で失つたもの</p> <p>五 両下肢を足関節以上で失つたもの</p> <p>六 前各号に定めるものと同程度以上の廃疾の状態にあるもの</p>
	<p>一 一眼が失明し、他眼の視力が○・〇六以下になつてゐるもの</p> <p>二 咀嚼又は言語の機能を廢しているもの</p> <p>三 神経系統の機能又は精神に著しい障害を有し、常に労務に服することができないもの</p> <p>四 胸腹部臓器の機能に著しい障害を有し、常に労務に服することができないもの</p> <p>五 両手の手指の全部を失つたもの</p> <p>六 第三号及び第四号に定めるもののほか、常に労務に服することができないものその他前各号に定めるものと同程度以上の廃疾の状態にあるもの</p>

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の警察官の職務に協力援助した者の災害給付に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、昭和五十二年四月一日から適用する。

## (経過措置)

3 改正後の条例第三条及び第九条の規定は、昭和五十二年四月一日（以下「適用日」という。）以後に給付の事由が生じた給付並びに適用日前に給付の事由が生じた障害給付年金及び遺族給付年金で適用日以後の期間について支給すべきものについて適用し、適用日前に給付の事由が生じたその他の給付については、なお従前の例による。

4 適用日において改正後の条例第四条の二第一項の規定に該当する者で、その前日において同項の規定が適用されていたならば同項の規定に該当することとなるものに対しては、改正後の条例第八条の八第一項の規定にかかわらず、適用日の属する月分から傷病給付年金を支給する。

学校医、学校歯科医及び学校薬剤師公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

昭和五十二年七月二十七日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

学校医、学校歯科医及び学校薬剤師公務災害補償に関する条例の一  
部を改正する条例

学校医、学校歯科医及び学校薬剤師公務災害補償に関する条例（昭和三  
十三年十月鳥取県条例第三十七号）の一部を次のように改正する。

第七条の次に次の二条を加える。

（傷病補償）

第七条の二 傷病補償は、学校医等が公務上負傷し、又は疾病にかかり、  
当該負傷又は疾病に係る療養の開始後一年六月を経過した日において次  
の各号のいずれにも該当する場合又は同日後次の各号のいずれにも該當  
することとなつた場合に、当該学校医等に対して、傷病補償年金として、  
その状態が継続している期間、別表第二に定める廃疾の等級に応じ、一  
年につき補償基礎額に同表に定める倍数を乗じて得た金額を支給して行  
う。

一 当該負傷又は疾病が治つていないこと。

二 当該負傷又は疾病による廃疾の程度が、別表第二に定める第一級、

第二級又は第三級の廃疾の等級に該当すること。

2 傷病補償を受ける者は、休業補償は、行わない。

3 傷病補償を受ける者の当該廃疾の程度に変更があつたため、新たに別

表第二に掲げる他の廃疾の等級に該当するに至つた場合には、新たに該  
当するに至つた廃疾の等級に応ずる傷病補償を行ふものとし、その後は、  
従前の傷病補償は、行わない。

第八条第一項中「なおつた」を「治つた」に、「別表第二」を「別表第  
三」に、「行ない」を「行い」に、「行なう」を「行う」に改め、同条第

二項、第五項及び第七項中「別表第二」を「別表第三」に改める。

第九条（見出しを含む。）中「休業補償」の下に「傷病補償」を加え、  
「行なわない」を「行わない」に改める。

第十一條第一項第四号中「別表第二」を「別表第三」に、「軽易な労務  
以外の労務に服することができない程度の心身の故障がある」を「負傷若  
しくは疾病が治らないで、身体の機能若しくは精神に、軽易な労務以外の  
労務に服することができない程度以上の障害がある」に、「及び第十三条」  
を「、第十三条及び第十七条」に改める。

第十七条第一項を次のように改める。

遺族補償一時金の額は、次の各号に掲げる者の区分に応じ、補償基礎  
額に当該各号に定める倍数を乗じて得た額（第十五条第二号の場合にあ  
つては、その額から既に支給された遺族補償年金の額の合計額を控除し  
て得た額）とする。

一 第十六条第一項第三号に該当する者（次号に掲げる者を除く。）  
四百倍

二 第十六条第一項第三号に該当する者の中、学校医等の三親等内の

親族で、学校医等の死亡の当時十八歳未満若しくは五十五歳以上であ  
つた者又は廃疾の状態にあつた者 七百倍

三 第十六条第一項第一号、第二号及び第四号に掲げる者 千倍

第十九条第一項中「障害補償年金」を「傷病補償年金、障害補償年金」  
に改める。

第二十条の見出し中「年金たる補償」を「年金たる補償等」に改め、同  
条に次の二項を加える。

2 同一の公務上の負傷又は疾病（次項において「同一の傷病」という。）  
に、

- に關し、傷病補償を受ける権利を有する者が休業補償又は障害補償を受ける権利を有することとなつた場合において、当該傷病補償を受ける権利が消滅した月の翌月以後の分として傷病補償が支払われたときは、その支払われた傷病補償は、当該休業補償又は障害補償の内払とみなす。
- 3 同一の傷病に關し、休業補償を受けている者が傷病補償又は障害補償を受ける権利を有することとなり、かつ、当該休業補償を行わないこととなつた場合において、その後も休業補償が支払われたときは、その支払われた休業補償は、当該傷病補償又は障害補償の内払とみなす。
- 第二十一条中「十二万五千円」を「十五万円」に改める。
- 附則第二項を削り、附則第一項の項番号を削る。
- 附則を附則第一条とし、見出しとして「(施行期日等)」を付し、同条の次に次の三条を加える。
- (遺族補償年金の支給に関する暫定措置)
- 第二条 昭和六十二年八月十六日までの間に学校医等が死亡した場合における当該死亡に關し、遺族補償年金を受ける権利を有する遺族が申し出たときは、一時金(以下この条において「前払一時金」という。)を支給する。
- 2 前項の申出は、遺族補償年金の最初の支給に先立つてしなければならない。ただし、既に遺族補償年金の支給を受けた場合であつても、当該遺族補償年金を支給すべき事由が生じた日の翌日から起算して一年を経過する日までの間は、当該申出をすることができる。
- 3 遺族補償年金を受ける権利を有する遺族が二人以上ある場合には、第一項の申出は、これらの遺族がそのうち一人を代表者に選任し、その代表者がするものとする。

4 第一項の申出は、同一の災害につき二回以上することはできないものとする。

5 前払一時金の額は、補償基礎額の千倍、八百倍、六百倍、四百倍又は二百倍に相当する額のうちから第一項の申出をする者が同項の申出において選択した額とする。ただし、当該申出が第二項ただし書の規定によりされる場合には、補償基礎額の千倍に相当する額から当該申出がされる日の属する月までの期間に係る遺族補償年金の額の合計額を控除して得た額を超えることができない。

6 前払一時金が支給される場合における当該学校医等の死亡に係る遺族補償年金は、当該遺族補償年金を支給すべき事由が生じた日の属する月の翌月(第一項の申出が第二項ただし書の規定によりされた場合には、当該申出がされた日の属する月の翌月)から、その月以後の各月に支給されるべき遺族補償年金の額(前払一時金が支給された月後の最初の遺族補償年金の支給期月から一年を経過する月後の各月に支給されるべき遺族補償年金については、その額を、一に当該最初の遺族補償年金の支給期月から当該各月までの年数(当該年数に一年未満の端数があるときは、これを切り捨てた年数)一年につき百分の五を加算して得た数で除して得た額)の合計額が当該前払一時金の額に達する月まで、その支給を停止する。

7 前払一時金は、この条例の適用については、遺族補償年金とみなす。8 遺族補償年金の第六項の規定による支給停止は、国民年金法(昭和三十四年法律第二百四十一号)第六十五条第二項(同法第七十九条の二第六項において準用する場合を含む。)並びに児童扶養手当法(昭和三十六年法律第二百三十八号)第四条第二項第二号ただし書及び第三項第三号た

だし書の規定の適用については、これらの規定の支給停止に該当しないものとする。

(他の法律による給付との調整)

第三条 年金たる補償の額は、当該補償の事由となつた廃疾、身体障害又は死亡について次の表の中欄に掲げる年金たる給付が支給される場合は、当分の間、この条例の規定にかかるらず、この条例の規定による当該年金たる補償の額に、当該年金たる給付に応ずる同表の下欄に掲げる率（当該年金たる給付の二が支給される場合にあつては、それぞれの当該年金たる給付に応ずる同表の下欄に掲げる率を合計して得た率から一を控除して得た率）を乗じて得た額（その額がこの条例の規定による当該年金たる補償の額から当該補償の事由となつた廃疾、身体障害又は死亡について支給される当該年金たる給付の額（当該年金たる給付の二が支給される場合にあつては、それらの合計額）を控除して得た額を下回る場合には、当該控除して得た額）とする。

傷病補償年金	船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）の規定による障害年金	厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百五号）の規定による障害年金	国民年金法（昭和二十九年法律第百五号）の規定による障害年金（障害福祉年金を除く。以下この条において同じ。）	○・八九
船員保険法の規定による障害年金	○・七六	○・七六	○・七六	○・七六
厚生年金保険法の規定による障害年金	○・八八	○・八八	○・八八	○・八八
国民年金法の規定による障害年金	○・七六	○・七六	○・七六	○・七六

船員保険法の規定による遺族年金	厚生年金保険法の規定による遺族年金	○・八三
国民年金法の規定による母子年金（母子福祉年金を除く。）、准母子年金（母子福祉年金を除く。）、遺児年金又は寡婦年金	○・九一	○・九一

2 休業補償の金額は、同一の事由について次の表の上欄に掲げる年金たる給付が支給される場合には、当分の間、この条例の規定にかかるらず、この条例の規定による休業補償の金額に、同表の上欄に掲げる当該年金たる給付に応ずる同表の下欄に掲げる率を乗じて得た金額（その金額がこの条例の規定による休業補償の金額から同一の事由について支給される当該年金たる給付の額を三百六十五で除して得た額を控除して得た金額を下回る場合には、当該控除して得た金額）とする。

船員保険法の規定による障害年金	厚生年金保険法の規定による障害年金	○・七六
国民年金法の規定による障害年金	○・八八	○・八八

(葬祭補償に関する暫定措置)

第四条 第二十二条の規定による葬祭補償の金額が補償基礎額の六十倍に相当する金額に満たないときは、葬祭補償の金額は、当分の間、同条の規定にかかるらず、当該六十倍に相当する金額とする。  
別表第一を別表第三とし、別表第一の次に次の表を加える。

別表第二 傷病補償表 (第七条の二関係)

等級	倍数	廃疾の状態
第一級 三一三		<p>一 両眼が失明しているもの</p> <p>二 咀嚼及び言語の機能を廃しているもの</p> <p>三 神経系統の機能又は精神に著しい障害を有し、常に介護をするもの</p> <p>四 胸腹部臓器の機能に著しい障害を有し、常に介護をするもの</p> <p>五 両上肢をひじ関節以上で失つたもの</p> <p>六 両上肢の用を全廃しているもの</p> <p>七 両下肢をひざ関節以上で失つたもの</p> <p>八 両下肢の用を全廃しているもの</p> <p>九 前各号に掲げるものと同程度以上の廃疾の状態にあるもの</p>
第二級 二七七		<p>一 両眼の視力が○・○二以下になつてゐるもの</p> <p>二 神経系統の機能又は精神に著しい障害を有し、随时介護をするもの</p> <p>三 胸腹部臓器の機能に著しい障害を有し、隨時介護をするもの</p> <p>四 両上肢を腕関節以上で失つたもの</p> <p>五 両下肢を足関節以上で失つたもの</p> <p>六 前各号に掲げるものと同程度以上の廃疾の状態にあるもの</p>

附則  
(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師公務災害補償に関する条例(以下「改正後の条例」という。)の規定は、昭和五十二年四月一日から適用する。  
(経過措置)
- 3 昭和五十二年四月一日(以下「適用日」という。)において改正後の条例第七条の二第一項の規定に該当する者で、その前日において同項の規定が適用されていたならば同項の規定に該当することとなるものに対しては、改正後の条例第十九条第一項の規定にかかわらず、適用日の属する月分から傷病補償年金を支給する。

第二級 二四五	一 一眼が失明し、他眼の視力が○・○六以下になつてゐるもの
	二 咀嚼又は言語の機能を廃してゐるもの
	三 神経系統の機能又は精神に著しい障害を有し、常に労務に服することができないもの
	四 胸腹部臓器の機能に著しい障害を有し、常に労務に服することができないもの
	五 両手の手指の全部を失つたもの
	六 第三号及び第四号に掲げるもののほか、常に労務に服することができないもののその他前各号に掲げるものと同程度以上の廃疾の状態にあるもの

- 4 適用日前に支給すべき事由が生じた休業補償、障害補償年金、遺族補償年金及び葬祭補償については、なお従前の例による。ただし、休業補償、障害補償年金及び遺族補償年金であつて適用日以後の期間について支給すべきものにあつては、改正後の条例附則第三条の規定によるものとする。
- 5 適用日の前日において同一の事由につき改正前の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師公務災害補償に関する条例（以下「改正前の条例」という。）の規定による年金たる補償と改正前の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例（昭和四十二年十二月鳥取県条例第三十七号。以下「旧昭和四十二年条例」という。）附則第五条各号に掲げる年金たる給付とを支給されていた者で、適用日以後も引き続きこれらの年金たる給付の支給を受けるものに対し、同一の事由につき支給される改正後の条例の規定による年金たる補償（傷病補償年金を除く。）で適用日の属する月分に係るものについて、改正後の条例の規定により算定した額が、改正前の条例及び旧昭和四十二年条例の規定により算定した年金たる補償で適用日の属する月の前月分に係るものとの額（以下この項において「旧支給額」という。）に満たないときは、改正後の条例の規定により算定した額が旧支給額以上の額となる月の前月までの月分の当該年金たる補償の額は、改正後の条例の規定にかかわらず、当該旧支給額に相当する額とする。
- 6 前項の規定の適用を受ける者が、同項の旧支給額以上の額となる月において、改正後の条例第十二条第三項又は第四項の規定により遺族補償年金の額を改定して支給されることとなるときその他の教育委員会規則で定める事由に該当することとなつたときは、これらの事由に該当する

こととなつた日の属する月の翌月から当該旧支給額以上の額となる月の前月までの月分の当該年金たる補償の額は、前項の規定にかかわらず、教育委員会規則で定めるところによつて算定する額とする。

- 7 適用日前に同一の事由について改正前の条例の規定による休業補償と旧昭和四十二年条例附則第五条各号に掲げる年金たる給付とを支給されていた者で、適用日以後も引き続きこれらの年金たる給付を受けるものに対し、同一の事由について支給される改正後の条例の規定による休業補償の金額は、改正後の条例の規定により算定した金額が適用日の前日に支給すべき事由が生じた改正前の条例の規定による休業補償の金額（同日に休業補償を支給すべき事由が生じなかつたときは、同日前に最後に休業補償を支給すべき事由が生じた日の休業補償の金額）に満たないときは、改正後の条例の規定にかかわらず、当該改正前の条例の規定による休業補償の金額とする。

- 8 前三項の規定は、適用日以後この条例の施行の日の前日までの間に、同一の事由について、新たに改正前の条例の規定による休業補償又は年金たる補償と旧昭和四十二年条例附則第五条各号に掲げる年金たる給付とを支給されることとなつた者の休業補償又は年金たる補償の額について準用する。

（学校医、学校歯科医及び学校薬剤師公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例の一部改正）

- 9 学校医、学校歯科医及び学校薬剤師公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例（昭和四十二年十二月鳥取県条例第三十七号）の一部を次のように改正する。

附則第三条から第五条までを次のように改める。

第三条から第五条まで 削除